

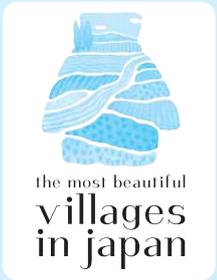


グリーン情報

11 2014
月号

かみかつ

発信



持続可能な 集落再生を目指して

八重地の棚田ライトアップ ほか …………… 2	後期高齢者医療制度について ほか … 16~17
平成26年度 非行防止ポスター・標語優秀作品 ほか … 3	「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」発行 ほか … 18
平成25年度 決算 …………… 4~5	障害者虐待の防止! ほか …………… 19
平成26年度 上半期の財政状況 ほか …………… 6	11月~12月は県税・市町村民税
公共施設の指定管理者の募集について …… 7	「県下一斉徴収強化月間」ほか …… 20
平成25年度 上勝町人事行政の運営等の状況 … 8~9	知って得する健康情報、幸せの達人になろう … 21
ゼロ・ウェイスト宣言 …………… 10	こんにちは保健師です …………… 22
平成27年度 とくしま明日の	インフルエンザ予防接種について ほか … 23
農林水産業づくり事業要望受付 ほか … 11	案内板 …………… 24~28
地域おこし協力隊 …………… 12~13	町民の詩歌 …………… 29
「青年就農給付金 経営開始型」第3回募集 ほか … 14	戸籍の窓口 ほか …………… 30
全国瞬時警報システム(Jアラート)訓練放送のお知らせ ほか … 15	

かみかつ棚田のめぐみ

感動ビジネスづくりプロジェクト

八重地の棚田ライトアップ

十月十八日、にほんの里百選に選定された八重地地区において、八百八十八本の竹筒に入れたロウソクの灯りにより、棚田がライトアップされました。

本事業は、国土交通省の地域づくり活動支援体制整備事業補助金の交付を受けて、かみかつ棚田のめぐみ活用会議（やいたか（八重地、市宇、田野々、檜原の集落）、徳島銀行、上勝町）により構成する団体が交付決定を受け、「上勝町における棚田資源等を主とする地域資源を活用した、集落の発意による感動ある地域ビジネスの創出を行い、持続可能な集落再生を目指す。」ことを目的に事業を推進しています。

棚田のライトアップ事業は、八重地地区活性化協議会が事業主体となり、各種団体と連携し、地元とボランティア（述べ二百八名）が準備、運営をしました。

今後においても、継続的に地域資源を活用した集落組織の発意の保全・活用に取り組み、地域ビジネス創出を目指し集落が活性化することを期待しています。



平成二十六年年度

上勝町連合運動会を開催

上勝町連合運動会は九月二十一日に上勝中学校グラウンドにおいて開催されました。幸い天候にも恵まれ保育園児、小学校児童、中学校生徒一般、子どもからお年寄りまで総勢三百名近くの幅広い世代の参加者が、各競技に一生懸命取り組んで汗をかき、大盛況ののち閉会いたしました。参加された皆さん大変お疲れ様でした。



上勝中学校



彩保育園



上勝小学校



一般

平成26年度

非行防止ポスター・標語優秀作品

平成二十六年「非行防止ポスター・標語優秀作品」は、小松島地方防犯連合会、小松島質屋古物営業防犯協力会、小松島警察署の主催により、小松島市、勝浦郡を対象に実施されています。

標語の部最優秀賞 平尾未来さん（二年）は、「表情を見るだけでわかり合える仲間づくりができたらいいなと思って作りました。賞に選ばれてうれしいです。」と話していました。



ポスターの部優秀賞 竹中 晶さん

○標語の部

最優秀賞 一年 平尾未来さん

入選 見逃すないつもと違う友の顔
三年 藤井香綸さん

やめようよ

君の笑顔が見たいから

二年 竹中 葵さん

本当の友であるなら

声かけて

○ポスターの部

優秀賞 三年 竹中 晶さん
入選 三年 藤井香綸さん

一年 中田美咲さん

上勝町体育協会主催

第三十七回

彩杯グラウンド ゴルフ大会の結果

第三十七回彩杯グラウンドゴルフ大会は、九月二十八日に福川グラウンドで開催されました。

十八チーム、五十四人が参加し、接戦の末、中津賀すみれチームが団体優勝し、個人の部では佐々木知恵子さんが優勝されました。結果は次のとおりです。
(敬称略)

団体の部 (得点)

優勝 中津賀すみれ (一二二)

山西艶子、田中芳子、佐々木知恵子

準優勝 どんぐり(一三六)

第三位 あじさい(一四二)

個人の部 (得点)

優勝 佐々木知恵子(三八)

準優勝 浅田美秋(四二)



個人優勝:佐々木知恵子

ホールインワン賞 (順不同)

明本恭子、浅田美秋、大栗松子、岡崎光子、日下艶子、佐々木知恵子、錦内フミ子、水引静子、森長文恵、横畠奨大

ニアピン賞

岡崎光子、佐々木知恵子、武田ミサエ、田中久子、寺内のり子、松坂純枝、森長文恵

ブービー賞

福本力丸

テニス大会結果

十月十二日、福原農村公園テニスコートにて八チームの参加により開催されました。

この大会は参加者の年齢幅が広いため交流も同時にはかれました。結果は次のとおりです。

優勝 百野(恭)・百野(大)ペア
準優勝 明本・藤井ペア



優勝:百野(恭)・百野(大)ペア



準優勝:明本・藤井ペア

決算総額 34億117万3千円

平成25年度 決算

平成25年度決算の概要

(単位:千円、%)

区 分	歳 入	歳 出	対前年度 増 減 率	差 引
総 額	3,814,340	3,401,173	△ 4.3	413,167
普 通 会 計	2,926,380	2,655,214	△ 3.0	271,166
一 般 会 計	2,925,420	2,654,254	△ 3.0	271,166
奨 学 資 金 会 計	960	960	△27.3	0
特 別 会 計	887,960	745,959	△ 8.6	142,001
国民健康保険事業勘定会計	299,950	228,503	△ 8.0	71,447
介 護 保 険 会 計	345,564	342,872	1.3	2,692
上勝町診療所会計	112,666	80,341	△ 6.9	32,325
福原診療所会計	20,100	20,100	△ 3.6	0
東地区簡易水道会計	40,719	6,282	△88.1	34,437
西地区簡易水道会計	13,124	13,124	△ 5.3	0
いっきゅう地区簡易水道会計	11,198	11,198	△19.6	0
後期高齢者医療会計	41,068	40,461	△ 0.2	607
高 鉾 財 産 区 会 計	876	383	2.4	493
福原財産区会計	2,695	2,695	493.6	0

(地方財政状況調査による決算額のため、決算書とは数値が異なる場合があります。)

平成25年度に行った主な事業

・電源立地地域対策交付金事業	4,870千円
・交通安全対策事業	1,096千円
・コミュニティ助成事業	4,100千円
・活力ある地域づくり事業	2,000千円
・地域おこし協力隊活動事業	18,347千円
・起業人材確保育成事業	15,293千円
・空き屋活用整備事業	4,494千円
・上勝町集落再生プロジェクト事業	12,898千円
・過疎集落等自立再生事業	14,506千円
・自治会ネットワークシステム実証事業	1,500千円
・「いっきゅうと彩の里」魅力発信支援事業	3,552千円
・課題解決先進市町村戦略交付金事業	1,325千円
・町営バス運行委託事業	24,663千円
・土地登記情報総合管理システム導入事業	3,665千円
・住民基本台帳ネットワークシステム機器更改事業	5,240千円
・上勝町長選挙	195千円
・参議院議員通常選挙	2,820千円
・老人保護措置費	105,069千円
・乳幼児医療費	3,537千円
・彩保育園自動火災報知設置工事	1,260千円
・放課後児童健全育成事業	4,000千円
・再生可能エネルギー活用促進事業	3,499千円
・合併処理浄化槽設置整備事業	996千円
・青年就農給付金事業	15,000千円
・中山間地域等直接支払事業	23,397千円
・東部広域農道負担金	2,500千円
・中瀬津地区簡易給水施設整備事業	14,093千円
・地籍調査事業	88,510千円
・有害鳥獣買上金	13,175千円
・燃油等高騰対策支援事業	1,866千円
・森林基盤整備事業	78,151千円
・森林境界の明確化事業	17,050千円
・商工業等振興事業	19,821千円
・社会資本整備総合交付金事業	181,626千円
・福川単独住宅建築事業	43,511千円
・自主防災組織育成助成事業	1,623千円
・災害対策用プライベートルーム購入	2,125千円
・スクールバス運行委託事業	13,884千円
・重要文化的景観保護推進事業	11,160千円

平成25年度の決算が、9月定例議会で認定されました。町民の皆さんから納めていただいた税金や地方交付税などの収入で明るく活力に満ちた住みよい町づくりに努めました。

普通会計の決算は、歳入総額29億2,638万円、歳出総額26億5,521万4千円で、歳入歳出差引額は、2億7,116万6千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,323万円を差し引いた実質収支額は1億9,793万6千円の黒字決算であります。

普通建設事業費は増加したものの、公債費、災害復旧費などが減少したことにより、歳出決算額は前年度より8千2百8万円減少しました。

基金（貯金）残高は前年度より1億9,820万6千円（5.0%）増加し41億7,275万5千円となっています。また、地方債（借金）残高は8,955万3千円（3.6%）減少し24億2,540万円となっています。

実質公債費比率は、前年度の5.7%から0.7ポイント改善して5.0%となっています。

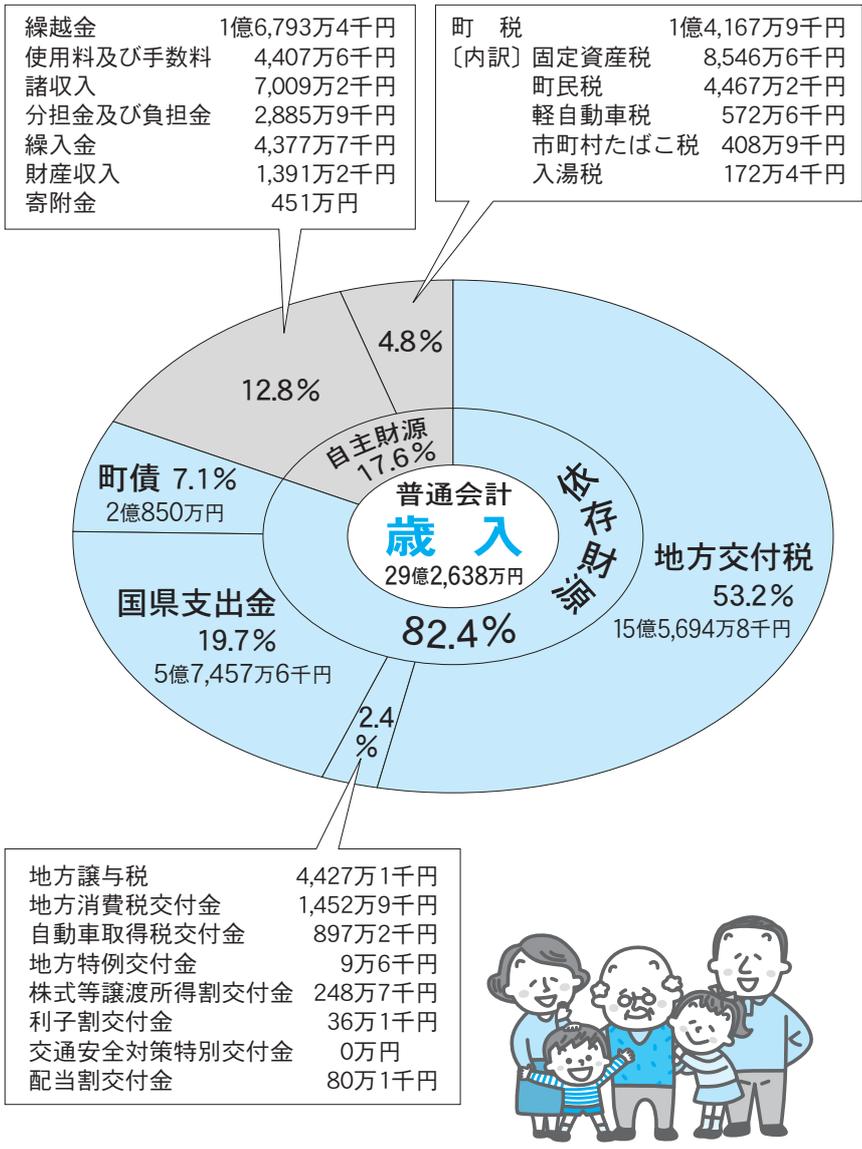
経常収支比率は、82.0%から0.8ポイント減少し81.2%となりましたが、依然高い水準で推移しています。

本町は自主財源が乏しく、ほとんどの財源を交付税・補助金等に依存しており、国・県の財政状況の影響を受ける構造となっているため、歳入歳出の見直しを行うなど財政の健全化に努めていく必要があります。

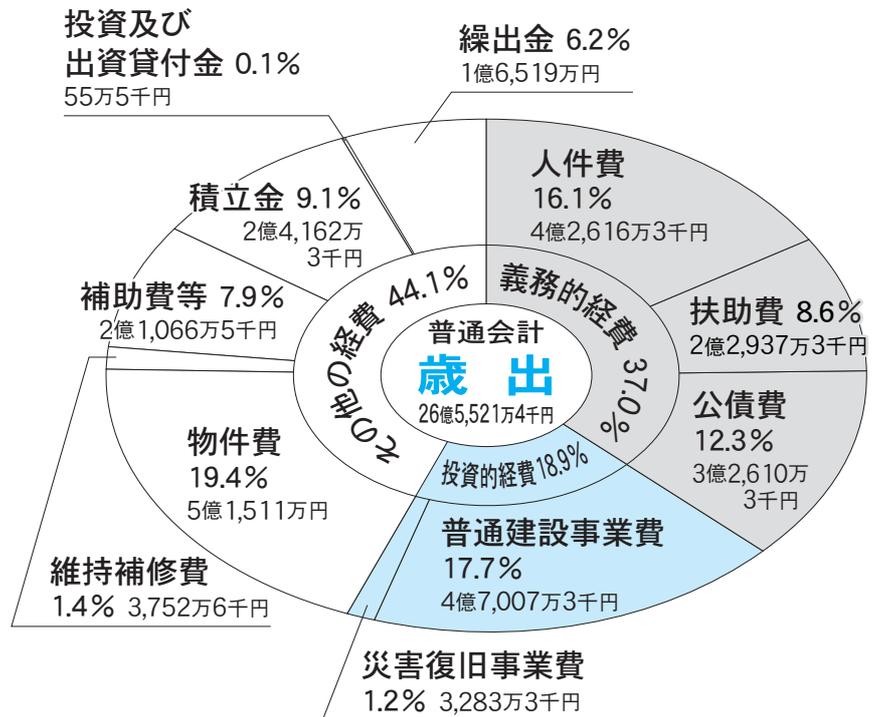
なお、国家公務員の給与減額に合わせ、本町職員の給与減額した金額（2,210千円）を上勝の次代を担う子どもたちの教育に資するために、教育振興基金に積み立てしております。

	総務費 733,139千円 (413,269円)
	民生費 430,909千円 (242,902円)
	土木費 382,678千円 (215,715円)
	公債費 326,103千円 (183,824円)
	農林水産業費 273,856千円 (154,372円)
	衛生費 142,291千円 (80,209円)
	教育費 140,515千円 (79,208円)
	労働費 93,390千円 (52,644円)
	議会費 45,952千円 (25,903円)
	災害復旧費 32,833千円 (18,508円)
	消防費 31,807千円 (17,930円)
	商工費 21,741千円 (12,255円)

普通会計決算(目的別)と町民一人当たりの歳出
 上段：目的別決算額
 下段：町民一人当たり(決算額を平成二十六年三月三十一日現在の町の人口一千七百七十四人で割った額)



性質別歳出の状況



平成26年度 上半期の財政状況 (平成26年9月30日現在)

上勝町財政事情の公表に関する条例の規定により、平成26年度上半期の財政の状況を次のとおり公表します。

1 予算執行状況

(単位:千円、%)

会計別	区分	予算額	歳入		歳出	
			収入済額		支出済額	
			上半期分	収入率	上半期分	支出率
一般会計		3,329,171	1,491,684	44.8	811,294	24.4
国民健康保険		348,169	153,415	44.1	109,985	31.6
介護保険		363,212	142,381	39.2	142,796	39.3
上勝町診療所		110,463	59,400	53.8	39,423	35.7
福原診療所		28,692	3,695	12.9	8,961	31.2
東地区簡易水道		33,840	36,723	108.5	1,141	3.4
西地区簡易水道		16,000	1,508	9.4	6,266	39.2
いっきゅう地区簡易水道		15,000	1,123	7.5	4,950	33.0
奨学資金		3,601	480	13.3	360	10.0
後期高齢者医療		44,927	9,359	20.8	8,915	19.8
高鉾財産区		800	553	69.1	0	0.0
福原財産区		800	0	0.0	20	2.5
計		4,294,675	1,900,321	44.3	1,134,111	26.4

軽自動車税の改正のお知らせ

平成26年度の税制改正により、平成27年度から軽自動車税の税率変更が行われます。

四輪車等は、平成27年4月1日以降に新規登録する（車検証の初度検査年月が平成27年4月以降）車両から新税率が適用されます。

平成27年3月31日までに新規登録した（車検証の初度検査年月が平成27年3月以前）車両は、登録後13年まで、現在と同じ平成26年度の税額となります。

新規登録（車検証の初度検査年月）から13年を経過した車両は、平成28年度から表2の「車検証の初度検査年月から13年を経過した車両」の税率が適用されます。

表1 二輪車等

車種区分		税率（年額）	
		平成26年度まで	平成27年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円



表2 軽四輪車等

車種区分			税率（年額）			
			平成27年3月31日以前に新規登録した車両	平成27年4月1日以降に新規登録した車両	車検証の初度検査年月から13年を経過した車両	
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	
		乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用		7,200円	10,800円	12,900円	
	四輪以上	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

公共施設の指定管理者の募集について

次の施設を平成27年4月から管理する指定管理者を募集します。

現在の管理者が再度指定を受ける場合や新たに指定管理を受けようと思われる団体は、下記の担当課へ手続きをお願いいたします。

■**申込受付期間** 平成26年11月17日(月)～平成26年12月19日(金) 必着

■**指定の期間** 平成27年4月1日(水)～平成30年3月31日(土)まで

■**募集要件等** 施設により要件が異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

上勝町公共施設の指定管理者制度対象施設一覧

	担当課	指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称	現在の指定管理者
1	教育委員会	上勝町自然教育センター(あさひ)	ハーモニーライフクラブ旭
2	住民課	上勝町コインランドリー施設	社会福祉法人上勝町社会福祉協議会
3		彩保保育園	社会福祉法人彩福社会
4		上勝町デイサービスセンター	社会福祉法人健祥会
5		上勝町在宅介護支援センター	社会福祉法人健祥会
6		上勝町介護予防活動センター	特定非営利活動法人ゼロ・ウェイストアカデミー
7		上勝町滞在型農林業体験実習付帯施設(いっきゅう茶屋)	いっきゅう茶屋管理運営協議会
8	産業課	上勝町産業会館	上勝町商工会
9		上勝町農林産業施設(上勝バイオ)	(株)上勝バイオ
10		上勝町特用林産物栽培施設等(庵ノ谷団地、中山団地)	(株)上勝バイオ
11		上勝町木材製品出荷調整施設	(株)もくさん
12		上勝町農産物加工施設(旭)	彩食品グループ
13		婦人・若者等活動促進施設(市宇集会所)	市宇婦人活動センター管理運営委員会
14		上勝町滞在型農林業体験実習拠点施設(コテージ・キャンプ場)	(株)かみかついっきゅう
15		上勝町月ヶ谷温泉交流施設	(株)かみかついっきゅう
16	建設課	南岡地区簡易給水施設	南岡地区簡易給水施設管理組合
17		日浦地区簡易給水施設	日浦地区簡易給水施設管理組合
18		檜原地区簡易給水施設	檜原地区簡易給水施設管理組合
19		府殿地区簡易給水施設	府殿地区簡易給水施設管理組合
20		中瀬津地区簡易給水施設	中瀬津簡易給水施設管理組合
21	企画環境課	上勝町藤川宿泊施設	(株)いんどり
22		上勝町福原宿泊体験施設	新規

(4) 特別職・議員等の報酬の状況(平成25年4月1日現在)

区分	給料・報酬月額			期末手当支給割合
	減額後給料・報酬	条例での給料・報酬	差額	
町長	581,600円	727,000円	145,400円	○6月期 1.40月分
副町長	523,800円	582,000円	58,200円	
教育長	506,350円	530,000円	23,650円	
議長	257,000円	257,000円	0円	○12月期 1.55月分
副議長	218,000円	218,000円	0円	
議員	182,000円	182,000円	0円	

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日間(国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
1日当たりの勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間は休憩時間)
1週間当たりの勤務時間	38時間45分

(2) 休暇制度

有給	休暇の種類		休暇日数等
	年次休暇		1年につき20日間
特 別 休 暇	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通しや断又は隔離	その都度必要と認める期間
	2	風水震災火災その他の非常災害による交通しや断	その都度必要と認める期間
	3	風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊	その都度必要と認める期間。ただし、10日以内。
	4	その他交通機関の事故等の不可抗力の事故	その都度必要と認める期間
	5	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応ずる場合	その都度必要と認める期間
	6	選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める期間
	7	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等を行うとき	その都度必要と認める期間
	8	所轄公署の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	その都度必要と認める期間
	9	通信教育における面接授業を受ける場合	その都度必要と認める期間。ただし、1年につき20日以内。
	10	国民体育大会に参加する場合	その都度必要と認める期間
	11	婚姻の場合	その都度必要と認める期間。ただし、7日以内。
	12	妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	当該妊娠期間中において7日の範囲内で、その都度必要と認める期間
	13	妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じ1時間を越えない範囲内で各々必要と認める期間
	14	妊娠中又は分べん後に母子保健法第10条又は第13条に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合	妊娠7月まで4回、妊娠8月から9月まで2回、妊娠10月から分べんまで1回、分べん後1年まで1回。
	15	分べんの場合	分べんの予定日前8週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
	16	夏季休暇	7月から9月までの期間内において5日
	17	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内でその都度必要と認める日または時間
	18	職員が要介護者の介護その他の世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日)の範囲内でその都度必要と認める日または時間
	19	生理日に勤務することが著しく困難な場合	その都度必要と認める期間。ただし、3日以内。
	20	職員が生後1年に達しない児を保育する場合	1日2回(1回30分)
	21	職員が配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	分べんのため入院する等の日から分べんの日後2週間目に当たる日までの期間内において、2日の範囲内でその都度必要と認める日または時間
	22	職員の配偶者が分べんする場合で、当該分べんに係る子が小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	分べん予定日の8週間前日から当該分べんの日後8週間を経過する日までの期間内においてその都度必要と認める日または時間。5日以内。
	23	父母、配偶者又は子の祭日	その都度必要と認める期間。ただし、2日以内。
	24	忌引	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間
	25	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合	その都度必要と認める日または時間。ただし、1年につき5日以内。
無給	介護休暇	介護を必要とする一継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間	
	組合休暇	1年につき30日を越えない範囲内で、その都度必要と認める期間	
	無給休暇	任命権者又はその委任を受けた者が必要と認められた期間	

◇取得実績(期間 H25.1~H25.12)

調査対象職員数	年次休暇		区分	育児休業	
	取得総日数	平均取得日数		取得者数	内新規取得者
55人	508日	9.2日	取得者数	2人	1人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分者数

(単位:人)

分限処分	処分内容		懲戒処分	処分内容	
	処分者数	処分事由		処分者数	処分事由
分限処分	免職	0	懲戒処分	免職	0
	降任	0		停職	0
	休職	0		減給	0
	降給	0		戒告	0
	失職	0		訓告等	0

5. 職員の服務の状況

全ての職員は、全体の奉仕者として公共の勤務のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。

職員には、命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止・営利企業等の従事・政治行為の制限などが課せられます。

6. 職員研修及び勤務成績の評定の状況

(単位:人)

研修区分	研修内容等	受講者数
徳島県自治研修センター	市町村職員研修・新規採用職員研修・財務事務研修等	8
徳島県自治研修センター以外の研修	人権研修等	31

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業(徳島県市町村互助会に加入)

① 会員数(平成25年4月1日現在)

区分	会員数	互助会名
上勝町職員(53人)	53人	一般財団法人 徳島県市町村職員互助会

(※職員数は、特別職3名を含む)

② 財源

年度	会員掛金(会員個人支出分)(円)A	町補助金(公費支出分)(円)B
25年度決算額	594,424	594,701

③ 事業内容

給付事業	医療費補助金・入院差額料・入院見舞金・結婚祝金・出産祝金・入学祝・永年会員祝金・死亡弔慰金・災害見舞金・育児休業給付金・育児休業一時金・介護休業給付金・介護休業一時金・退職金別金
厚生事業	銀婚祝品・ライフプランセミナー・退職記念品・スキー教室・夏期保養施設・文化教養講座・子育て支援
助成事業	人間ドック及び脳ドック助成・在宅介護助成・保養所利用助成・遺児奨学助成・公的資格助成・旅行費用助成
その他の事業	互助年金事業(平成24年9月30日事業廃止)

(2) 福利厚生事業(上勝町)

区分	受診者数
人間ドック	32人
脳ドック	7人
定期健康診断(徳島県総合健診センター外)	9人
定期健康診断(上勝町診療所)	2人

(3) 公務災害補償制度

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
1件	0件

平成25年度 上勝町人事行政の運営等の状況

上勝町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(単位:人)

平成23年 4月1日現在 職員数	平成24年4月1日 現在職員数 (平成24年4月1日 採用者除く)	平成24年度中		平成25年 4月1日付 採用者数	平成25年 4月1日現在 職員数
51	50	採用者数	退職者数	2	50

(※職員数は、退職派遣職員1名を除く)

(単位:人)

職名	職員数	職名	職員数
会計管理者	1	主事補	8
参事	2	医師	1
課長等	6	保健師長	1
主幹	0	保健師補	1
課長補佐	10	看護師	3
係長	3	理学療法士	1
事務主任	7	用務員	2
主事	4	計	50

(※兼務の場合は、上位職に計上)

条例定数からみた職員数

(単位:人)

区分	定数	職員数 (H25.4月1日現在)	比較
(1) 町長の事務部局の職員	職員 57	38	▲19
(2) 議会の事務局の職員	事務局長 1	1	
(3) 選挙管理委員会の職員	書記 1	1	
(4) 監査委員の職員	職員 (1名) 兼務		
(5) 農業委員会の職員	書記 1	1	
(6) 教育委員会の事務局の職員	職員 4	3	▲1
(7) 教育委員会の所管に属する学校 及び学校以外の教育機関の職員	教諭 2	0	▲2
	職員 4	1	▲3
(8) 国民健康保険診療所 会計の職員	医師 3	1	▲2
	看護師 4	3	▲1
	理学療法士 1	1	
職員 1	0	▲1	
計	79	50	▲29

2. 職員の給与の状況

(1) 1人当たりの支給額 (平成25年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢	ラスパイレズ指数	
			H21	H25
行政職	291,346円	42.1歳	91.3	93.1
技能労務職	256,550円	50.0歳	93.1	93.1
医療職(医師等)	521,100円	47.1歳	102.4	102.1
医療職(保健師・看護師等)	289,681円	40.1歳	(94.6)	(94.4)

※職員の給料について、平成25年10月から平成26年3月まで減額措置を実施。
※平成24・25年ラスパイレズ指数の下段は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例法に基づく給与減額支給措置がなかった場合の参考値。

(2) 初任給基準

区分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	172,200円	152,800円	140,100円
区分	博士課程修了	医大卒	
医療職(医師)	323,600円	237,700円	
区分	短大3卒	短大2卒	養成所卒
医療職(看護師等)	188,900円	180,500円	153,300円

(3) 手当制度の状況

手当名	支給額等
扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給 ●配偶者 月額 13,000円 ●配偶者のいない扶養親族1人目 月額 11,000円 ●その他 月額 6,500円 (扶養親族たる子のうち15~22歳の者は、5,000円加算)
通勤手当	通勤距離(片道)が1km以上で自動車等を使用する職員に支給 ●1km以上 2km未満 月額 2,400円 ●2km以上 6km未満 月額 4,200円 ●6km以上10km未満 月額 6,000円 ●10km以上 月額 8,400円
住居手当	自己所有の家に居住するか、借家等に居住し、家賃を支払っている職員に支給 ●借家等居住 ①月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 ②月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が16,000円を超えると きは16,000円)に11,000円を加算した額
管理職手当	管理又は監督の地位にある管理職員に対して支給 平成19年4月から支給額の定額化を実施(在職級・職務の級により支給額を決定)
	1. 行政職
	職務級 区分 職務 支給額 減額後(平均額)
	6級・5級 1種 会計管理者・参事 60,000円以内 40,000円
	5級 2種 総務課長 50,000円 40,000円
	5級 3種 総務課長以外の課長等 39,000円 31,200円
	5級 4種 総務課主幹・総務課課長補佐(総括) 35,000円 0円
	4級 4種 総務課主幹・総務課課長補佐(総括) 31,000円 0円
	4級 5種 総務課課長補佐(財政担当) 24,000円 0円
	5級 6種 主幹 19,000円 15,200円
4級 6種 主幹 17,000円 0円	
4級 7種 総務課課長補佐 17,000円 13,600円	
2. 医療職(医師等)	
1,2,3,4級 1種 診療所長 130,000円以内 104,000円	
3. 医療職(保健師・看護師等)	
5級 1種 保健師長、看護師長 19,000円 15,200円	
4級 1種 保健師長、看護師長 17,000円 0円	
減額措置により、条例額の20%を削減し支給	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員に支給 ※()は、月60時間を超えた場合 ●時間外勤務1時間につき 当該職員の時間単価×100分の125(100分の150) 22時から翌朝5時までの場合は100分の150(100分の175) ●休日の場合 当該職員の時間単価×100分の135(100分の150) 22時から翌朝5時までの場合は100分の160(100分の175)
宿直手当	宿日直勤務を命じられた職員に支給 ●本庁 1回 4,700円
期末手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ●6月期 期末手当基礎額×1.225月分 ●12月期 期末手当基礎額×1.375月分 (役職段階別加算措置 有)
勤勉手当	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給 ●6月期 勤勉手当基礎額×0.675月分 ●12月期 勤勉手当基礎額×0.675月分 (役職段階別加算措置 有)
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他著しく特殊な勤務と認められる場合に支給
	手当名 手当額 摘要
	医師手当 予算の範囲内 月額
	税務特殊勤務手当 2,000円 月額
	現場作業手当 3,000円 月額
	伝染病作業手当 1,000円 1件
	死体処理手当 1,000円 1件
精神保健業務手当 500円 日額	
野犬処理手当 500円 日額	

ゴミを減らし、リサイクルに心がけましょう

行動目標

- 焼却ゴミを減らしましょう。
- プラスチック・雑紙のリサイクルの徹底

焼却(埋め立て)ゴミ処理費用は つまり プラスチック・雑紙のゴミ分別は

1kgあたり 約60円
(輸送費を含めず)

1kgあたり約60円の節約

私たちのゴミ分別活動は、環境はもちろん、お金の節約にもなっています。

めざせ! 10,000円の節約

行動目標の掲示

上勝中学校を訪れると、真っ先に紹介されたのが、この行動目標でした。環境美化委員を中心に、毎月プラスチック・雑紙・焼却ごみ量の計量を行い、上勝町のごみ処理単価を元に自分たちのごみ処理

徳島新聞などで上勝中学校の分別はすごいと聞いていました。その現場を見ると様々な工夫が施されていました。校内各所での出る資源に合わせて箱を設置し、現在の分別数は合計20種類。「分別が分からない物」というごみ箱もあり、無理せず分別に取り組みやすいような優しさ

費用を計算しています。プラスチックと雑紙の分別を徹底すれば、ごみ処理費が節約できるのです。

町の見え方、自分たちの目標を掲げ、達成するために努力する姿は、非常に頼もしく感じられます。やはり上勝中学校は、評判ど

ゼロ・ウェイスト宣言
二〇二〇年達成に向けて
上勝中学校独自の
ゼロ・ウェイスト!



工夫満載の手作り分別箱



環境美化委員が計量する様子

も見られました。教室のベランダでは、給食で出る牛乳パックなどを生徒自身が洗って干しています。いつもごみ出しをしてもらっている用務員さんによると、「子どもたちが出してくれる資源は、本当にきれい。洗うのを楽しんでるように見える」だそうです。

おり高レベルの環境教育を提供する学校でした。
NPO法人
ゼロ・ウェイストアカデミー

上中・上小共同

プルタブと
ペットボトルキャップ
回収中!

プルタブは車いすに、
キャップはワクチンに

ご協力お願いします!

9月のごみ収集量

◎焼却ごみ	5.56t
【前月比】	1.2t減
一家庭に換算すると	6.5kg
◎容器包装以外のプラスチック製品	1.69t
【前月比】	0.2t増
一家庭に換算すると	2kg

今月の雑紙ポイントキャンペーン当選者

今月の当選番号は!!

- 1等(5,000円分商品券) 242番
- 2等(2,000円分商品券) 379・253番
- 3等(500円分商品券) 305・397番

引き換えは、ひだまりまで。

☎44-6080

ポイントカード作成
随時受付中!



平成二十七年

とくしま明日の 農林水産業づくり 事業要望受付 について

農業用機械の導入、簡易な土地基盤整備など要望される場合は、平成二十六年十一月二十八日(金)までに産業課までお申し込みください。

なお、事業実施主体が農業者の組織する団体の場合、三戸以上の農業者が組織する団体であることなどの要件があります。

また、次に掲げるものは、補助対象外となっています。

- ① 消耗品の物品、用地の買収・賃借に要する経費及び補償費
- ② 既に普及している農業用機械又は事業効果の少ない農業用機械
- ③ 個人施設又は事業効果の少ない施設
- ④ 事業費が五十万円未満の事業

※県の制度改正により採択基準が変わることがありますが、ご了承ください。

農業用廃プラスチック回収のお知らせ

注意事項をよく読んで、指定場所にお出しください。

日時

11月12日(水)～14日(金)
8時30分～17時

指定場所

東とくしま農協上勝支所

処理単価

1kg当たり、32.4円(税込み)が必要です。

注意事項

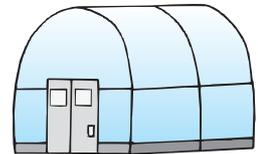
必ず3つの種類に分けてください。

- ① 塩化ビニール (主にハウス栽培に使用され、**農ビ**のマークが入っています。)
- ② 酢酸ビニールおよびPO系フィルム (主にトンネル栽培で使用されています。)
- ③ ポリエチレン及びその他プラスチック類 (主にマルチ資材として使用されています。)

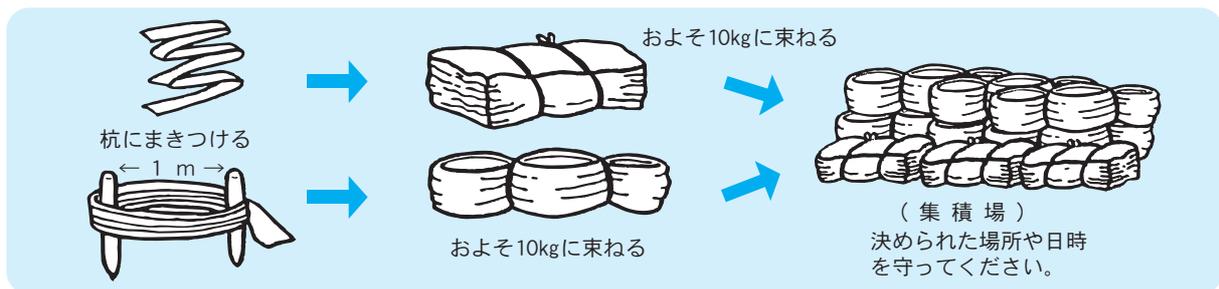
■ 仕分けしたプラスチックフィルムは、泥をはたき落とし、木片・金属などの異物を完全に除去してください。

※②③については、セメントの燃料として使用しますので、**塩ビは絶対に入れないでください。**

■ 荷造りは、取扱いしやすいように10kg程度の重さにし、下図のように必ず2カ所を同じ材質で強くしばってお出しください。トラックの積み込みの時に、バラけて積み込みが困難なため、処理場から荷造りについて、徹底するよう強い要望が出ています。皆さまのご協力をお願いします。



あぜなみと農薬ビンは対象となりません。回収が決まり次第お知らせします。



農業廃棄物を運搬する車両の表示及び書面の備え付け(携帯)が必要です

【表示義務について】

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。排出事業者が自分で運搬する場合

- ① 産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ② 排出事業者名

【書類の携帯義務について】

産業廃棄物の運搬車は、指定の用紙に記入し、常時携帯しなければなりません。用紙は東とくしま農協上勝支所営農購買課にあります。

産 廃 運 搬 車

氏 名

▲マグネット・シート(東とくしま農協上勝支所営農購買課にあります)

お問い合わせ先

東とくしま農協上勝支所営農購買課

☎45-0211

「青年就農給付金 経営開始型」 平成26年度 第3回募集について

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などにより「人と農地の問題」が深刻な状況になってきております。

「人・農地プラン」に位置づけられる事を前提に、農業を始めて間もない新規就農者への支援として「青年就農給付金」を受ける事ができます。

本年度三回目の募集を行いますので希望者は、お早めに申込みください。

- **対象者**
人・農地プランに位置づけられている就農時の年齢が原則四十五歳未満の独立・自営就農者
- **支援水準**
年間最大百五十万円を最長五年間
- **要件**
(一)独立・自営就農時の年齢が原則四十五歳未満の新規就農者であり、農業経営者となることについて強い意欲を有していること
(二)次の要件を満たす独立・自営就農であること
(三)農地の所有権又は利用権を給付対象者が有している。(農地が親族からの賃借が過半である場合は、五年間の給付期間中に所有権移転すること)

② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りている。
③ 生産物や生産資材などを給付対象者の名義で出荷・取引する。

④ 給付対象者の農産物などの売上げや経費の支出などの経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

(三) 青年等就農計画を作成し、次の要件を満たし認定を受けること

- ・ 計画が上勝町の基本構想に照らして適正であること
- ・ 計画が達成される見込みが確実であること
- ・ 農業経営開始五年後までに農業で生計が成り立つことなど

(四) 人・農地プランに位置づけられていることが確実であること
(五) 生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと

(六) 青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること

● **募集期間**
十一月二十八日(金)までに要件を満たし、書類を提出のこと(厳守)

日本型直接支払制度の 説明会を開催します

現在の中山間地域等直接支払(第三期)が最終年度となり、二十七年より法律に基づき『日本型直接支払制度』として農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して次の支援が予定されています。

● 多面的機能支払

・ 農地維持支払
【多面的機能を支える共同活動を支援】
(交付単価例) 三千元
／十 a 田

・ 資源向上支払
【地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援】
(交付単価例) 二千四百円
／十 a (共同活動) 田

(交付単価例) 四千四百円
／十 a (長寿命化) 田

● **中山間地域等直接支払**
【中山間地域等の条件不利地域(傾斜地等)と平地との

コスト差(生産費)を支援】
(交付単価例) 二万千円
／十 a 田・急傾斜地

(交付単価例) 一万千五百円
／十 a 畑・急傾斜地

● **環境保全型農業直接支払**
【環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援】
(交付単価例) 八千円
／十 a カバークロップ

これらの支援事業については県の担当者をお招きし次の日程で説明会を開催します。

現在、中山間地域等直接支払交付金の協定締結している代表者及び今後これらの事業に参加しようとお考えの方は参加をお願いします。

● **日時** 十一月十八日(火)
十九時～

● **場所** コミュニティセンター
二階大ホール



全国瞬時警報システム（Jアラート）

訓練放送のお知らせ

2回実施

して、丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠す、座ぶとんなどで頭部を保護するなど、身の安全を図る行動をとってください。

上勝町では緊急地震速報、特別警報（大雨）、弾道ミサイルに関する情報などが発信する情報を受信し、防災行政無線を自動起動させ、みなさまに緊急放送としてお知らせする全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用をしております。

今回は、全国瞬時警報システム（Jアラート）の情報伝達体制について万全を期すため、次の情報伝達訓練を実施（二回）するもので、上勝町でも防災行政無線を通じて試験放送を実施（二回）します。

つきましては、**実際の災害と間違えないようにご注意ください。**

緊急地震速報訓練

気象庁は、地震波が二点以上で観測され、最大震度が五弱以上を予想される場合に緊急地震速報を公表しています。

そこで、国は緊急地震速報を受信した際の行動訓練を推進するため、訓練用の緊急地震速報を、全国瞬時警報システム（Jアラート）向けに配信します。

○訓練日時

十一月五日（水） 十時ごろに実施します。

町内に設置してある防災行政無線から、次の内容が一斉に放送されます。

○放送内容

緊急地震速報（訓練）

チャイム + 「ただいまから訓練放送を行います。緊急地震速報チャイム音。緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」
『』内を三回繰り返す。』 + チャイム

○その他

エリアメールの配信（徳島県のシステムを利用して配信します。）

※注意事項

当日の災害発生状況、気象状況により中止になる場合があります。

緊急地震速報が発表されてから、強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、短時間で身を守る行動をとるためには、普段からの備えと訓練が重要になります。また、地震発生時の初動訓練と

全国一斉情報伝達訓練

総務省消防庁が全国一斉情報伝達訓練を実施するもので、原則としてJアラート受信機を運用するすべての地方公共団地が対象となっていることから、上勝町でも防災行政無線を通じて試験放送を実施します。

○訓練日時

十一月二十八日（金） 十一時ごろに実施します。

町内に設置してある防災行政無線から、次の内容が一斉に放送されます。

○放送内容

全国一斉自動放送（訓練）
チャイム + 「これは、試験放送です。」
×三回 + チャイム

※注意事項

当日の災害発生状況、気象状況により中止になる場合があります。

当日は上勝町以外の地域でも全国的に様々な方法で試験が実施されます。

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日」です

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」をご利用いただくと、いつでもご自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、ご自身の年金記録を基に様々なパターンの試算をすることもできます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、徳島南年金事務所にお問い合わせください。

●お問い合わせ先 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511
日本年金機構のホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

後期高齢者医療制度について

納付書で納付される皆さまへ

● 普通徴収（納付書払い）の方へ、保険料の納付のお願い

後期高齢者医療制度では、原則として被保険者全員が保険料を納めます。

みなさんの納める保険料は、公費や現役世代の支援金とともに、医療費の大切な財源となります。ぜひ納期限内の納付にご協力ください。

また、今までに納め忘れは無いか、もう一度確認をお願いします。

● 保険料の納付が困難な場合などはご相談ください。

災害等により重大な損害を受けたときや、その他の特別な事情により保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合がありますので、お早めにご相談ください。

● 平成26年度の普通徴収（口座振替、直接納付の方）納期

1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期
8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月

新しく後期高齢者医療制度に加入される皆様へ

● 被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までにお送り（書留郵便）します。

● 75歳の誕生日を迎えられた月における医療費の自己負担限度額について

75歳の年齢到達により後期高齢者医療制度に加入された月の医療費の自己負担限度額は、誕生日前の医療保険（国保や社会保険など）と後期高齢者医療制度のそれぞれにおいて、2分の1となります。

● 障害認定について

新たに障害者手帳等の交付を受けられる65歳以上75歳未満の方が、後期高齢者医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

入院する方へ

● 後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院したときは、食費の標準負担額を自己負担します。町民税の非課税世帯に属する方が、後期高齢者限度額適用・標準負担額減額認定申請を、住民課又は支所へ手続きすれば認定証が交付（支所で手続きの方は後日郵送）されます。該当する方は、申請して下さい。

この認定証を入院している病院等窓口に提示すれば、食費等が負担軽減されます。（当該認定証を提示した月の初日から適用）

また、1カ月に支払った医療費が、自己負担限度額（所得区分等によって設定）を超えたとき、その限度額を超えた分を高額療養費として還付されます。

所得区分による入院時の食費の標準負担額や自己負担限度額等については、別掲の表をご参照下さい。

平成二十六年
度

「子ども・若者育成 支援強調月間」

「いのち輝くみんなの未来」

近年、我が国では、グローバル化や情報化の進展等により、子ども・若者を取り巻く環境が大きく変化しています。非正規労働の若者が増加し、フリーターやいわゆるニートの数も高止まりの状態が続いているなど、困難を有する子ども・若者の問題は依然として深刻です。

また、少年非行の問題、いじめの問題、児童虐待や児童ポルノなど子どもが被害者となる事件等が相次いで発生しているほか、違法・有害な情報が氾濫し、従来型の携帯電話だけでなくスマートフォンを始めとする新たな機器等の普及に伴って、それらの情報へ子供が接触する危険性がさらに増大することも懸念されています。

これらの諸課題に対応し、子ども・若者の健全な育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を推進する必要があります。

このため、本年十一月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定めます。

健康診査の受診について

現在、健康診査の対象となる方にお送りしております健康診査受診券には、有効期限があります。受診券の有効期限（今年12月末日）をご確認の上、必ず有効期限内に上勝町診療所等にて受診するようにしてください。

〈入院時の食費の標準負担額（1食あたり）〉

所得区分 (※(所得区分・負担区分・自己負担限度額)表参照)		食費
現役並み所得者		260円
一般		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

〈療養病床に入院したときの標準負担額〉

所得区分	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
現役並み所得者	※460円 (420円)	320円
一般	※460円 (420円)	320円
低所得者Ⅱ	210円	320円
低所得者Ⅰ (老齢福祉年金受給者)	130円 (100円)	320円 (0円)

※保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

〈所得区分・負担区分・自己負担限度額〉

所得区分※		負担区分	外来の限度額 (個人ごとの限度額)	外来+入院の限度額 (世帯ごとの限度額)
現役並み所得者	住民税課税所得が145万円以上で、収入が高齢者複数世帯で520万円以上、高齢者単身世帯で383万円以上の被保険者	3割	44,400円	80,100円+1% ※4回目以降 44,400円
一般	現役並み所得者、区分Ⅰ・Ⅱに該当しない被保険者	1割	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税である被保険者		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	同一世帯内の世帯員全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が一定基準以下の被保険者		15,000円	

★過去12か月の間に、外来+入院の高額療養費の支給を4回以上受ける場合の4回目以降の限度額「1%」は医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加負担。

お問い合わせ先 住民課

期間

十一月一日(土)から三十日(日)までの一カ月間

取り組みむべき課題

ア 子供・若者の社会的自立支援の促進

子供・若者が社会の一員として自立し、主体的に活躍していくことができるよう推進します。イ 生活習慣の見直しと家庭への支援

食育の推進、生活時間の改善等により、子供の生活習慣の見直しに取り組むとともに、家庭への支援の充実に努めます。ウ 児童虐待の予防と対応

地域ぐるみで実効性のある児童虐待防止への取組を強化します。エ 子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進

児童ポルノ排除対策、子供の安全確保の取組、有害環境への適切な対応、いじめの未然防止と早期対応など、地域社会が一体となった取組を推進します。オ 子供の貧困対策の推進

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、関係機関相互の密接な連携の下に推進します。

内閣府
上勝町青少年健全育成連絡協議会

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

が発行されます

年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の一月一日から十二月三十一日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成二十六年一月一日から九月三十日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年十一月月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、十月一日から十二月三十一日までの間に今年納付された方については、翌年の二月月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に

加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のほかぎに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル

(平成二十六年十一月四日
〜平成二十七年三月十六日)

☎〇五七〇〇五八五五五
(ナビダイヤル)

〇五〇から始まる電話でおかけになる場合は

☎〇三六七〇〇〇一四四

*ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

*〇三六七〇〇〇一四四の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

障害者等に対するNHK放送受信料の免除申請について

※地上契約及び衛星契約の放送受信料。
(平成二十年十月一日から施行されています。)

概要

一、全額免除

●障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方が、世帯構成員であり、世帯全員が町民税非課税の場合に、申請により受信料が全額免除されます。

●公的扶助受給者(生活保護法に定める扶助を受けている場合等)は、申請により受信料が全額免除されます。

二、半額免除

●視覚・聴覚障害者が世帯主の場合に、申請により半額免除となります。

●重度の障害者(身体障害者、知的障害者、精神障害者)が世帯主の場合に、申請により半額免除となります。

受信料免除の申請手続きについて

一、申請書に必要事項を記入してください。

(申請書はNHK、役場住民課または支所の窓口にあります)

ます。)

(受信契約がお済みでない方は受信契約もあわせてお申し込みください。)

二、役場住民課または支所に申請書を提出し、免除事由の証明を受けてください。

(半額免除はNHKの窓口でも受け付けます。詳細はNHKまでお問い合わせください。)

三、証明を受けた申請書をNHKに提出(郵送)してください。

【郵送先】
〒七七〇一八五四四
徳島市寺島本町東一―二八
NHK徳島放送局 営業部

四、NHKで免除事由確認のうえ、折り返し「受理通知書」をお届けします。

免除に該当しなくなったときは

*受信料免除事由が消滅したときは、すみやかにNHKまでご連絡ください。

*NHKでは、免除制度の適正な運用のため、定期的な受信料免除事由の継続状況について、自治体の協力を得て調査を行っています。

調査の結果、免除に該当しなくなった場合は、NHKより受信料免除を解消する旨ご連絡いたします。

*お引越による住所変更など、記載内容に変更があったときは、NHKまでご連絡ください。

お問合せ先

NHK視聴者コールセンター
放送受信契約のお申し込みや転居のご連絡
フリーダイヤル
☎〇二〇一―五二五二五

受信料についてのお問い合わせ
ナビダイヤル
☎〇五七〇〇七七〇七七

受付時間
午前九時〜午後十時
[土・日・祝日は午後八時まで]

IP電話をご利用のお客様
で上記のフリーダイヤル・ナビダイヤルをご利用にならない場合は
☎〇四四一八七一―八四四五
または
☎〇六六九一〇一三三三五

受付時間
午前九時〜午後九時
[土・日・祝日は午後八時まで]

「障害者虐待の防止！」

みんなの力で防ぎましよう

障害者虐待防止法が平成二十四年十月一日より施行されました。

障害者への虐待が疑われるときや、発見したときは、国民誰もが各市町村（使用者による虐待の場合は市町村又は県）へ通報しなければなりません。

「おかしいなあ？」「もしかして？」と思われるたら、下記へご連絡ください。

また、ご家庭において、お世話をされている方で『介助疲れ』や『つらさ』を強く感じている方（養護者）等は、下記まで相談しましょう。

上勝町では、障害者虐待の未然の防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、地域における関係機関等の協力体制の整備や、支援体制の強化に努めて参りますが、皆さまのご理解をお願いします。

【障害者について…?】

身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

【障害者虐待について…?】

- 主に
- ① 家庭で養護者（世話をしている家族・親族・同居人など）による虐待
 - ② 施設で障害者福祉施設従事者などによる虐待
 - ③ 職場で使用者（雇用主）や職員などによる虐待をいいます。

【虐待にはどんなものがあるの…?】

- ① 身体的虐待
 - ② 性的虐待
 - ③ 心理的虐待
 - ④ 放棄・放任（ネグレクト）
 - ⑤ 経済的虐待
- があります。

● 連絡先

シーズ相談支援事業部 〔(福)悠林舎シーズ内〕	〒774-0044 阿南市上中町南島15-1	平日夜間 17:15～翌8:30 土日祝日・年末年始	電話 080-2980-1757 FAX 0884-23-0263
上勝町障害者虐待防止センター 〔上勝町役場 住民課内〕	〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	平日 8:30～17:15	電話 0885-46-0111 FAX 0885-46-0323
徳島県障害者権利擁護センター 〔県障害者相談支援センター内〕	〒770-0005 徳島市南矢三町2-1-59 障害者交流プラザ1階	平日 8:30～17:15	電話兼FAX 088-631-1188

※ 通報した人の秘密は守られます。

有料道路における障害者(半額)割引制度



対象障害者の範囲

- 一、障害者本人が運転する場合

身体障害者手帳の交付を受けている人であれば、どなたでも対象になります。

- 二、障害者本人以外の人が運転し、障害者本人が同乗される場合

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人で、重度の障害者

対象自動車の範囲

- 一、障害者一人につき一台です。

- 二、自動車の所有者は本人、家族、常時介護をしている人で、個人名義（自家用）の車に限ります。

（注）軽トラックは割引対象となりません。

手続きに必要なもの

ETCを

利用しない場合

- 一、身体障害者手帳または療育手帳
- 二、自動車車検証
- 三、運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）

ETCを利用の場合

- 一、身体障害者手帳または療育手帳
- 二、自動車車検証
- 三、運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
- 四、ETCカード（本人名義）
- 五、ETCカード車載器セットアップ申込書・証明書

手続き先

住民課

県税・市町村民税「県下一斉徴収強化月間」

町税の納め忘れはありませんか。十一月～十二月の二カ月間は県下一斉徴収強化月間で、徳島県と県内市町村は、連携して徴収対策を強化します。

皆さんに納付いただきたい町税は、住みよいまちづくりを支える貴重な財源です。町では、税負担の公平性を保つために、何の事情もなく未納になっている方に対し、厳しく滞納処分を行います。

町税を滞納したまま放置すると、財産調査を進め、滞納整理機構へ移管し強制的に財産の差し押さえを行うこととなりますので、納期限内に納付されますようお願いいたします。

徳島滞納整理機構との連携

町では、納税意思がないと判断された場合や滞納額が高額な場合などについて

「徳島滞納整理機構」に移管し、徹底した財産調査・差し押さえを行っています。

財産調査とは？

- ・勤務先への給与照会
- ・土地、家屋、自動車の所有状況調査
- ・金融機関での預貯金調査
- ・生命保険の契約状況照会など

差押処分とは？

土地、家屋、勤務先からの給与、預貯金や自動車、生命保険の解約返戻金等を差し押さえます。納付約束を守らない方で悪質な場合は、自宅を搜索し、家財などの差し押さえを行います。

差し押さえは、滞納者の意思にかかわらず強制的に執行されます。

納税相談

失業・事業の経営不振、

病気や家庭の事情など、いろいろな問題で、納期限までに納めることができない場合は、お早めに税務課へ相談してください。

お支払いは 便利な口座振替で

町税などの納付には、口座振替が便利です。口座振替の場合、各町税などの納期限日にご指定の口座から振替します。郡内金融機関や、郵便局にてお手続きください。



税の納め忘れはありませんか？

税務課

平成26年度

秋季全国火災予防運動

11月9日(日)～15日(土)

～ 消すまでは 心の警報 ONのまま ～

この運動期間の11月9日(日)に上勝町消防団では火災予防の啓発を呼びかける消防防火パレードを実施します。火災が発生しやすい時季を迎えますので、住民の皆さまも火の取扱いには充分注意してください。

命を守る三つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

健康の達人になろう

知って得する健康情報

198

上勝町診療所 所長 木下 英孝

高齢者の肺炎予防

肺炎は死亡率第三位

日本人の死亡原因の第一位は「ガン」、第二位は「心臓病」、第三位が「肺炎」になりました。長年、「脳卒中」が上位にあったのですが、数年前に肺炎が逆転しました。なぜでしょうか？

加齢と誤嚥性肺炎

戦後間もないころは、結核や肺炎による死亡率がとても高かったのですが、抗生物質の開発により、結核や肺炎で死亡する人は減りました。それが、昭和五十年代の後半以降、肺炎による死亡率が再び増加傾向に変わったのです。最大の原因は、高齢化が進んだことです。高齢になると免

疫力が低下し、嚥下機能も低下して誤嚥性肺炎を起こしやすくなります。さらに、脳卒中などで寝たきり状態になると、肺炎を繰り返しながら、最期も肺炎で亡くなるという人が増えているのです。

誤嚥性肺炎は加齢とともに多くなり、肺炎全体に占める割合は、八十歳代で八十%、九十歳代では九十%以上といわれています。



肺炎の予防接種

今年十月から、高齢者を対

象に「肺炎球菌ワクチン」が定期接種となりました。六十五歳以上の方が五歳きざみで対象になり、今後五年間かけて、高齢者全員に接種費用の助成（おおよそ半額）をおこなうものです。（対象になっていない方は、全額自費で接種を受けられます。既に自費で接種済みの方は、上勝町民で約百名います。）一度の接種で、効果は五〜七年くらい維持されます。

予防接種ですべての肺炎を予防できるわけではありません。肺炎の原因菌として「肺炎球菌」が最も多く二十五〜三十%程度を占めます。インフルエンザの予防接種を毎年受けることとあわせて、肺炎予防の効果が高まります。

過去に肺炎で入院したことがある人、慢性的な肺疾患や心臓疾患、肝臓病や腎臓病、糖尿病などで治療中の人は、ぜひ予防接種を受けましょう。健康に生活できている人が肺炎で命を落とすことは稀です。肺炎予防のため、用心することは大切ですが、過剰に心配しすぎないようにしましょう。

上勝町無料電話健康相談

フリーダイヤル

24時間 やまいなし



0120-24-8174

幸せの

達人になろう

置かれた場所で咲きなさい



渡辺和子氏の著書「置かれた場所で咲きなさい」は、百万部を超えるベストセラーになりました。今年八十七歳になる修道者である著者が若かった頃に宣教師からもらった英詩が紹介されています。「神が植えたところで咲きなさい」「咲くということは、笑顔で生き、周囲の人々も幸せにすること」「置かれたところこそが、今のあなたの居場所なのです」と。著書の内容を少し紹介します。

「人はどんな場所でも幸せを見つけることができる」「境遇を選ぶことはできないが、生き方を選ぶことはできる」「心にゆとりがないと、自分も他人もいたわれない」「悩みのない人生などありえない」「思うようにならないのは当たり前」「自分が環境の主人となり、自分の花を咲かせよう」

今年大ヒットの映画「アナと雪の女王」の歌にもあるように、ありのままの自分を受け入れて、自分を好きになって、自分を信じて、自分らしく暮らしていきましょう。

こんにちは 保健師です



インフルエンザを予防しよう

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こる病気です。感染力が強く、いったん流行が始まると、短期間で多くの人への感染が広がります。

また、一般的な風邪は鼻水やのどの痛みなどの局所症状が中心ですが、インフルエンザは三十八度以上の発熱やせき、のどの痛み、全身倦怠感や関節痛等の全身症状があらわれます。

特に、高齢の方やお子さま、妊婦の方、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、喘息、慢性心疾患、糖尿病といった持病のある方は、症状が重くなりやすいため、注意が必要です。



インフルエンザの予防方法 〜かからない工夫と、 うつさない配慮〜

- 外出後は手洗い、うがいを心がける
- せきやくしゃみ等の症状がある人は必ずマスクを着用（症状がない人も人混みの多い場所に外出される場合にマスクを着用することをおすすめします）
- 栄養バランスのとれた食事と適度の運動、十分な休養（抵抗力を高める）
- 適度な湿度の保持（五十〜六十％）
- 定期的に換気（一時間に一回程度）
- インフルエンザ予防接種
予防接種はインフルエンザの発症を抑える効果や、かかった際の重症化を防ぐ効果が期待できます。また、予防接種の効果が



期待できるのは、接種した二週間後から五か月程度と考えられています。

※十二月中旬までに接種を受けることをおすすめします。予防接種を希望される方は、二十三ページのインフルエンザの予防接種についてをご参照ください。

インフルエンザにかかった時は？

「他の人にうつさない」ことが大切です。外出を控え、安静にして休養をとりましょう。同居している家族、特に重症化しやすい高齢の方や、お子さまなどにはなるべく接触しないよう心がけることも大切です。

熱が下がった後も、二日程度は他の人にうつす可能性が

あるため、熱が下がり症状がなくなっても、二日間自宅療養が望ましいです。また、脱水予防のためにもこまめに水分補給をしましょう。

治療薬としては、体内のインフルエンザウイルスの増殖を抑える「抗インフルエンザウイルス薬（点滴や飲み薬、吸入薬など）」があります。

※次の症状が出た場合は重症化のサインです。すぐに医療機関を受診してください。

お子さまの場合

- ・ けいれんしている
- ・ 呼びかけにこたえない
- ・ 呼吸が速く、苦しそう
- ・ 顔色が悪い（青白）
- ・ 嘔吐や下痢が続いている
- ・ 症状が悪化してきた

大人の場合

- ・ 呼吸困難や息切れがある
- ・ 胸の痛みが続いている
- ・ 嘔吐や下痢が続いている
- ・ 症状が悪化してきた

特定健診は お済みですか？

特定健診は十一月末日まで受診可能です。まだの方はお早めに受けに行くことをおすすめします。年に一度自分の身体をチェックしよう！

上勝町診療所の

歯の健康相談



歯科衛生士による歯やお口の相談です。
※お電話にて上勝町診療所へご予約ください。

☎44-5010 IP050-3438-7872

11月4日(火) 9時～11時30分

12月9日(火) 午前と午後

貯筋教室

十一月二十六日(水)

十四時～十六時

ところ コミュニティセンター

会費 月五百円

〇ゆつくり体をほぐした後、無理のない筋トレ体操を行います。楽しくお話ししながら体操をしませんか？
もちもの タオル・お茶など



インフルエンザ予防接種について

上勝町内で接種される方

上勝町診療所と福原診療所で実施します。

どちらも予約は不要です。ぜひ、この機会に接種してください。

- 日 時 (上勝町診療所) 11月11日(火) 9:00~11:30、15:00~16:30
11月15日(土) 9:00~11:30
11月25日(火) 9:00~11:30、15:00~16:30
12月 6日(土) 9:00~11:30
- (福原診療所) 12月 3日(水) 13:00~15:00
12月17日(水) 13:00~15:00



原則として上記以外の日時には、インフルエンザ予防接種は行いません。

- 費 用 6か月~3歳未満 1回 1,200円 (2回の接種が必要です)
3歳~13歳未満 1回 1,800円 (2回の接種が必要です)
13歳以上 3,000円 (65歳以上の上勝町民に限り1,500円です。)
※生活保護世帯の方は無料

- お問い合わせ先 上勝町診療所 [電話 44-5010] [IP電話 050-3438-7872]

上勝町外で接種される方

接種費用助成について (償還払い方式での助成となります)

- 対象者 ①65歳以上の方
②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害で日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方 (身体障害者手帳1級相当)
③生活保護世帯に属する方
※①、②、③ともに上勝町民に限る

- 手続き ①接種前に住民課保健師までご連絡ください。
接種にあたり、上勝町長から接種を依頼する「依頼状」が必要となります(健康被害救済制度の対象となる定期接種扱いにするため)。接種1週間前までに、ご連絡ください。
②接種後以下のものを持って住民課もしくは支所までお越しください。
 - ・予防接種済証(写し) ・領収証 ・印鑑
 - ・助成金の振り込みを希望する通帳

- 助成額 限度額1,500円 (生活保護世帯の方は全額助成)
※ただし、接種料金が3,000円未満の場合は、その額の2分の1とします。

- お問い合わせ先 住民課

健康教室開催しました

●市宇地区運動教室

市宇地区の毎月定例会の中で、保健師が三十分程度運動教室を行わせていただいています。十月十日も参加し、地区の方々と一緒に体を動かしました。



●上勝町診療所との健康教室

上勝町診療所職員並びに自治医科大学実習生、そして保健師が、八月と九月にそれぞれ高鉾公民館とコミュニティセンターにおいて健康教室を開催しました。寝たきり予防、認知症予防そして終活についての内容でした。多くの方々にお集まりいただき誠にありがとうございました。

住民課保健師

案内板

上勝町まるごと エコツーリズム 講座

地域資源を活用した交流事業を展開し地域経済の活性化を活性化を図るため、自然体験活動の指導者育成講座を開催します。ご近所、お誘い合わせの上、ご参加ください。

日時 十一月二十九日(土)
十九時～二十一時

場所 コミュニティセンター

内容 自然体験活動と地域

話題提供

上勝町の自然体験素材と展開
・徳島大学

客員教授 澤田俊明氏
・上勝自然体験学習研究会
代表 坂本真理子氏

講座

自然体験活動と地域
・(特非)自然体験活動推進協議会
代表理事 佐藤初雄氏

協力

上勝自然体験学習研究会

企画環境課

建設課臨時職員募集

道路等修路作業のための臨時職員を募集します

作業内容

道路沿線の除草及び枝打ち、側溝土砂取除きなど

採用予定人数

一名

条件

- ・日給 一万円/日程度
- ・その他 時間外手当、通勤費別途支給、健康保険、厚生年金、雇用保険の加入

就業場所

上勝町内(現場)

勤務時間

八時三十分～十七時十五分
(状況により、時間外・休日勤務あり)

任用期間

平成二十六年十一月中旬～
平成二十七年三月三十一日

応募資格

- ・概ね三十歳から六十歳までの方(離職者)
- ・普通運転免許を有する方

- ・体力に自信のある方
- ・草刈機での作業経験がある方

応募期間及び締切日

平成二十六年十一月四日(火)
～十一月十日(月)必着

提出物

履歴書(市販の履歴書一通に写真貼付のこと)

試験の内容

面接などによる選考試験
※日時などは応募者に、後日連絡します。

お申し込み先、お問い合わせ先

〒七七一一四五〇一
勝浦郡上勝町大字福原字下
横峯三番地一
上勝町役場建設課
☎〇八八五・四六〇一一
IP〇五〇・三四三八・八〇七一



第十三回

棚田の音色

大地にささげる音楽祭

日時 十一月十六日(日)
十三時～十五時

会場 上勝町旭
田野々の棚田

※雨天時は、旭へき地集会所
(旧旭小学校体育館)

内容

マーチング演奏、合唱他
(詳しくは、折り込みチラシをご覧ください)

駐車場 基幹集落センター
グラウンド

できる限り乗り合わせでお越しください。
たくさんのご来場をお待ちしています。

お問い合わせ先

☎〇九〇一四三三三三・八八七八
出られない時もありますが、その時はご了承ください。

主催

棚田の音色実行委員会

共催

座・あさひ

後援

上勝町
上勝町教育委員会

今月の納税

後期高齢者医療保険料 4期分
 国民健康保険税 5期分
 介護保険料 5期分
 納期限 平成26年12月1日(月)

督促状の出るもの

町 県 民 税 2期分
 後期高齢者医療保険料 3期分
 国民健康保険税 4期分
 介護保険料 4期分
 納期限は10月31日(金)でしたが、まだ未納の方が見受けられます。未納者には、11月20日(木)に督促状を送付します。早急に納めてください。

英会話教室

毎週木曜日 19時～21時
 場所：役場支所
 受講料無料
 お申し込み・お問い合わせ
 教育委員会(☎45-0111)

心配ごと相談

11月20日(木) 13時～16時30分
 コミュニティセンター
 家庭内・近隣との悩みごとなどお気軽にご相談ください。
 なお、法務局係員が来所します。

登記無料相談

11月22日(土) 9時～正午
 ※毎月第4土曜日9時～正午まで開催
 小松島市総合福祉センター

障害者生活支援相談

シーズ相談支援事業部
 ☎ 0884-24-3366
 障害者の支援、相談を受付けています。障害者手帳の取得、補装具、住宅改修、居宅サービスなどどんなことでもお手伝いいたします。お気軽にお電話ください。

廃タイヤ・廃バッテリーの収集
 粗大ごみ・家電製品(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫)の回収

毎週日曜日 7時30分～14時
 日比ヶ谷ごみステーション
 廃タイヤ…1kgまで毎に100円
 家電製品……有料

11月担当医表

(上勝町診療所)

医科受付 8時30分～11時30分/14時～16時30分
 歯科受付 8時30分～11時30分/13時～16時30分

電話 44-5010
 IP電話 050-3438-7872
 FAX 44-5011

		月	火	水	木	金
		3	4※	5	6	7
医科	午前	文化の日	木下・櫻原	木下・櫻原	木下	木下・櫻原
	午後		櫻原	櫻原	木下	木下
歯科					住吉	
		10	11※	12	13	14
医科	午前	木下	櫻原	木下・櫻原	木下	木下・櫻原
	午後	木下	櫻原	櫻原	木下	木下
歯科					住吉	
		17	18※	19	20	21※
医科	午前	木下	櫻原	木下・櫻原	木下	櫻原
	午後	木下	櫻原	櫻原	木下	木下
歯科					住吉	
		24	25※	26	27	28
医科	午前	振替休日	櫻原	木下・櫻原	木下	木下・櫻原
	午後		櫻原	櫻原	木下	木下
歯科					住吉	

※4日午後は、木下医師は往診です。
 ※18日は、櫻原医師のみで担当します。
 ※21日午前は、櫻原医師のみで担当します。
 ※11日(火)、15日(土)、25日(火)はインフルエンザ予防接種の日です。詳細は23ページをご参照ください。

(上勝町福原診療所)

医科受付 13時～16時30分

電話 46-0302
 IP電話 050-3438-8001
 FAX 46-0302

		水	木	金
		5	6	7
午後	木下			櫻原
		12	13	14
午後	木下			櫻原
		19	20	21
午後	木下			櫻原
		26	27	28
午後	木下			櫻原

子ども・若者育成支援強調月間

11月は「子ども・若者育成支援強調月間」です。この機会に、子ども・若者育成支援について、一人一人が自らの問題として、家庭や学校はもちろん職場や地域社会などでも考えてみませんか。

上勝町 芸術文化祭の 開催について

日程

十一月八日(土)

作品展示 九時～十六時

十一月九日(日)

作品展示 九時～十六時

芸能発表 十三時～

場所

作品展示・芸能発表

コミュニケーションセンター

会員による生花・手芸・俳句・短歌・詩・絵手紙・写真の展示コーナー、園児・児童・生徒の図画や書道なども併せて展示しています。

九日には、琴や詩吟・舞踊などの芸能発表もごいますので、ご近所お誘い合わせご来場ください。

音楽祭

後日、詳しい日程および内容を記載したチラシを新聞折り込みする予定ですのでご覧ください。

バドミントン大会

※六月号広報でお知らせしていました
日程を左記のとおり変更しました。

日時 十一月三十日(日)
十三時 開会

場所 傍示社会体育館

要項

- 試合はダブルス戦とします。
- 町内に在住する者、もしくは町内の事業所などにおいて勤務する者が作るチームであれば、年齢男女混合などいずれの制約も受けません。

参加お申し込み

十一月十九日(水)(必着)までにチームの名簿を教育委員会まで提出してください。

上勝町体育協会主催

鳥インフルエンザ

発生予防を！

消毒液の無料配布 について



愛玩鳥(鶏、チャボ、烏骨鶏など)を屋外で飼育している方を対象に、消毒液の無料配布をしますので、希望者は産業課までお越しください。

お問い合わせ先 産業課

町内県道沿いの景観整備に ご協力をお願いします！



● 準備物

作業が出来る服装、軍手、お弁当などのご準備を各自でお願いします。

①の作業 草刈機、鎌、鋸、鉋など

②の作業 熊手など

● 実施方法

★高鉾地区の方

町境より奥向けに作業を行い、奥からの合流地点まで。

★福原・生実の方

生実橋より下向けに作業し高鉾地区との合流点まで。

★旭地区の方

八重地から生実橋までの区間を作業する。

● 保険

行事保険に加入しますので、ご参加頂ける方はお名前と作業内容の①か②のどちらに協力願えるのか、十一月二十六日(水)までに報告をお願いします。

● お問い合わせ先

総務課

県道徳島上那賀線沿いの景観整備のために、地域の安全を守る会、各名、建設業協会などのご協力を得て、次の予定で県道の雑草・雑木などの伐採を行う予定としております。年末でお忙しい時期ではございますが、県道美観のため、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

● 実施日 十二月七日(日)

※雨天時 中止(小雨決行)

● 集合時間 八時

● 終了時間 十五時(予定)

● 集合場所

高鉾地区の方▼高鉾公民館

福原・生実地区の方

▼コミュニケーションセンター

旭地区の方

▼基幹集落センター

● 作業内容

①草刈・雑木伐採

②伐採木などの処理

歴史好きにも事業所様にも楽しい講演です

歴史から学ぶ 経営と商売のヒント

～消費税転嫁対策セミナー～



なじみの深い日本の近代史から経営のヒントをつかみたいと考えています。奮ってご参加ください。

- 日時** 11月20日(木) 17時30分～19時30分
- 場所** 月ヶ谷温泉 1階 ムーン
- 参加費** 無料
- 参加資格** どなたでも参加できます
- 講師** 歴史の学校 統括講師 藤城 徹氏
- 主催** 徳島県商工会連合会 上勝町商工会
- 申し込み先** 上勝町商工会
☎46-0108 FAX 46-0309
メール tsci0200@tsci.or.jp



かみかつQぴっと



ご縁談について相談会を行っています。結婚を希望される独身男女の方、親御様はお気軽にご相談ください。

- 日時** 十一月十六日(日) 十時～十二時
- 場所** 高鉾公民館一階会議室
- 相談員** かみかつQぴっとサポーター二名
- お問い合わせ先** かみかつQぴっと事務局
(教育委員会内) ☎四五〇一〇一一

秘密及び個人情報 は固く守られます。

身体障がい者 巡回相談の 実施時間の変更

上勝町広報紙十月号、七ページに掲載しました身体障がい者巡回相談実施時間に変更がありました。

変更内容は、時間のみとなっており、相談科目、場所については変更がございません。

再度、確認いただき、ご利用希望の場合は、予約制になっていきますので、住民課へお申込みください。

変更後

開催日 十一月十七日(月)
受付時間 十時～十一時

変更前

開催日 十一月十七日(月)
受付時間 十四時～十五時

お問い合わせ先

徳島県障がい者相談支援センター
☎〇八八―六三一―八七二一

放送大学 四月入学生募集

放送大学はテレビなどの放送やインターネットで授業を行う通信制の大学です。働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で、幅広い世代の方が学んでいます。ただいま平成二十七年四月の入学生を募集しています。詳しい資料を無料で送付しますので、お気軽にお問い合わせください。

●募集の種類

教養学部

科目履修生
(六カ月在学し、希望する科目を履修)

選科履修生
(二年間在学し、希望する科目を履修)

全科履修生 (四年以上在学し、卒業を目指す)

大学院

修士科目生
(六カ月在学し、希望する科目を履修)

修士選科生
(二年間在学し、希望する科目を履修)

●出願期間

平成二十六年十二月一日(月)～平成二十七年二月二十八日(土)、三月一日(日)～三月二十日(金)

資料請求 無料

●お問い合わせ先

放送大学徳島学習センター
☎〇八八―六〇二―〇一五
〒七七〇―〇八五五
徳島市新蔵町二丁目二十四番地
徳島大学日亜会館三階
放送大学学習センター



喰田・平間

町営住宅入居者募集

喰田町営住宅ならびに平間町営住宅において四戸、入居者を募集します。

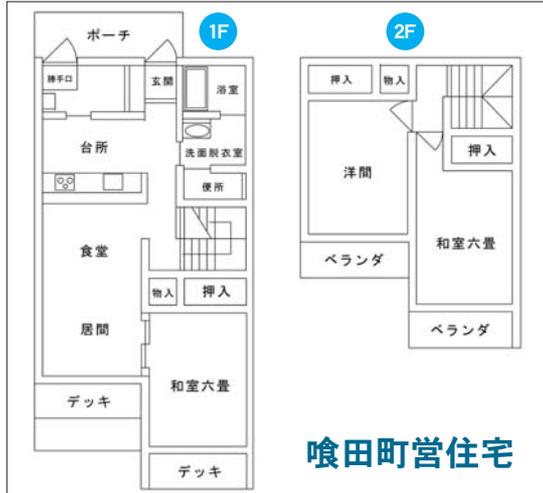
町営住宅は、住宅に困っている低所得者のために建てられた賃貸住宅です。

町単独住宅などとは異なり、公営住宅法や上勝町営住宅の設置及び管理に関する条例などにより入居基準が定められています。そのため、基準に適合しない方は入居できない場合があります。

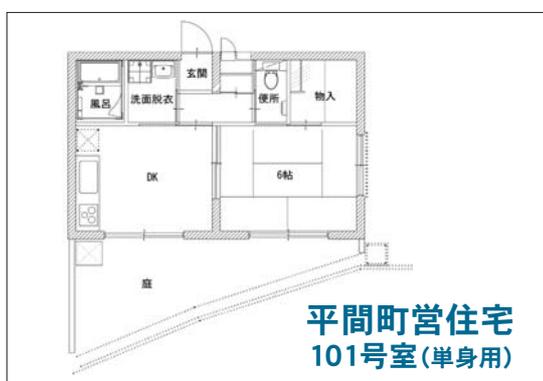
入居資格などをご確認のうえ、申込みをしてください。なお、申込みされる方は、地域の自治組織に加入できる方に限ります。

募集住宅の概要

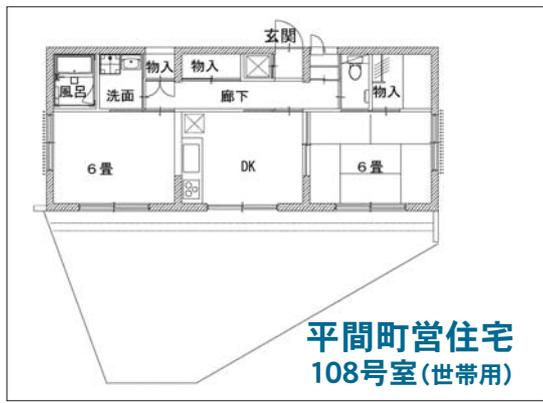
①喰田町営住宅
所在地 大字福原字榎ヶ谷八十一番地
構造 木造二階建(二LDK)
入居対象 世帯
募集戸数 二戸
(二一、二二)



喰田町営住宅



平間町営住宅 101号室(单身用)



平間町営住宅 108号室(世帯用)

②平間町営住宅

所在地 大字福原字平間 四十二番地一
構造 鉄筋コンクリート造平屋建(二DK)
入居対象 世帯・単身
募集戸数 二戸
(二〇八・二〇二)

入居申込受付期限

十一月四日(火)〜十一月十八日(火)十七時まで(受付期限までに、お申し込みがなかった場合は随時受付)

平成二十六年十二月入居予定

入居申込ができる資格

- ① 町内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- ② 同居する親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)がいること。
- ③ 収入が基準内であること。
・収入基準
所得月額が十五万八千円以下であること
(高齢者世帯、障がい者世帯及び子育て世帯は二十一万四千元)

割った金額。

④ 現に住宅に困窮していること。

- ⑤ 申込者及び同居する親族が、暴力団員でないこと。
- ⑥ 申込者及び同居する親族が、国税、地方税の滞納をしていないこと。
- ⑦ 原則として、地域の自治組織に加入すること。

家賃など

- ① 家賃
入居される世帯の収入及び部屋によって、毎年度家賃の変動があります。
二万円〜四万円位/月
- ② 共益費
喰田町営住宅 無し
平間町営住宅 五千五百円/月

選考方法

受付期限までに複数の申込があった場合は、上勝町営住宅の設置及び管理に関する条例、同施行規則により入居者を選考します。

注意事項

町営住宅では犬猫などのペットの飼育は禁止しております。

お問い合わせ先
建設課
☎四六〇一一

町民の詩歌

俳句

木洩れ日はまだらに落ちぬとりかぶと
 畑好き曾孫ママより虫がすき
 鳥かぶと武人のごとし野に揺れる
 宵闇や声かけ下りる宮小径
 鎌の下伏せる虫に草残し
 よいやみの月を待つ間の読書かな
 ず虫のリーン一声心晴れ
 松茸の土瓶蒸しなど味三昧
 松茸の味も香りも遠くなり
 ひつじ田に夕日写して明日は晴れ
 朝市に香る松茸値段みる
 どこからか焼き松茸の香りくる
 友垣の墓地に集いて秋彼岸

あつ子 恵美子 千恵 弘子 枇呂 詩江 善男 ヤスエ 恭子 美代子 米子 周泉



「たんぼたんぼ」での稲刈り体験

◆ 彩保育園 ◆

短歌

御嶽山の噴火に逢いし人々の運命の儂さしみじみ思う
 早朝の澄んだ空気をふるわせて百舌の一声秋深みゆく
 いたずらに時は過ぎゆきコスモスの庭いちめんに咲きあふれおり
 何となく年を重ねし人生に米寿の祝いおこがましくあり
 オタアサン村中ひびく孫の声前髪切ってお化粧をして
 再びと帰らぬ笑顔妹の面影追えばゆれるコスモス
 這い松のかげに遊べる雷鳥の御嶽噴火を如何に耐えしか
 太陽に燃えて咲く咲く彼岸花暑き内にもすず風さやか
 十五夜の月に向かつて飛び跳ねるうさぎになりたしお団子たちは
 黄金色に土を染めたる金木犀散りてはかなし香りほのかに

三都 ヨリ子 美恵子 あや子 節子 恵美子 たみ江 茂美 秀策 米子

詩

静寂きわめる 溪谷鈿子崖
 自然保護の天然生物サンショウ魚の
 生息地でもあり さらに珍鳥の水鳥
 口ばしまっ赤 全くの 希少渡りどり
 赤ショウウビン 高貴美麗 鳴き声は
 数キロの山並にすき通る 特長の響き
 此の鳥ならでしかない しかし昨今永らく
 見ない聞かない まぼろしの鳥
 もう一度ききたい あの声を

信一

◆ 上勝小学校 ◆



市宇地区 芋掘り体験

戸籍の窓口

平成26.10.1現在

前月比
人口 1,755人(△6)
男 829人(△5)
女 926人(△1)
世帯数 846戸(△3)

高齢化率 51.00%
正木 570人(△1) 255戸(△1)
傍示 306人(△1) 146戸(△1)
福原 246人(○) 125戸(○)
生実 293人(△1) 143戸(○)
旭 340人(△3) 177戸(△1)

つつしんでご冥福をお祈りします

栗尾茂春さん 69歳(正木)
古田幸輝さん 96歳(正木)
日下義一さん 85歳(正木)

ありがとうございました

彩保育園 (敬称略)

品名など	住所	氏名・団体
竹	傍示	手水正子
お菓子	正木	清田祐志
栗	正木	新開智志
脱穀	傍示	野田實隆
脱穀・野菜苗植え指導	傍示	野田さち子
粕落とし	旭	谷奥亀市
お菓子・稲刈りお手伝い	正木	片山美代子
稲刈り	正木	竹内通雄
	正木	片山将夫
	正木	川上フサ子
	正木	森本米子
	正木	明本恭子
	正木	長丸節子
紙風船	正木	平山和代
芋掘り体験・薩摩芋	旭	市宇よろず会

平成26年 9月の視察来町者数

26件 225名

夜間救急当番表

平日 18時～翌朝9時 休日 19時～翌朝9時

日 時	救急病院名
11月2日(日)	勝浦病院
11月4日(火)	上勝町診療所
11月6日(木)	勝浦病院
11月8日(土)	勝浦病院
11月10日(月)	上勝町診療所
11月12日(水)	勝浦病院
11月14日(金)	勝浦病院
11月16日(日)	勝浦病院
11月18日(火)	勝浦病院
11月20日(木)	勝浦病院
11月22日(土)	勝浦病院
11月24日(月)	勝浦病院
11月26日(水)	勝浦病院
11月28日(金)	勝浦病院
11月30日(日)	勝浦病院

上勝町診療所 ☎44-5010 勝浦病院 ☎42-2555

十一月の一般廃棄物 収集予定日

・十七日(月) 生実地区
・十八日(火) 傍示地区
・十九日(水) 正木地区
・二十日(木) 八重地地区
・二十一日(金) 市宇地区
福原地区
田野々地区

お問い合わせ先

NPO法人ゼロ・ウェイスト
アカデミー
☎四四一六〇八〇
IP〇五〇一三四三八一九五四五

エコドライブ講習会

「エコトレーニング徳島2014」の 参加者募集!



エコドライブのノウハウと実践方法を学ぶことができる「エコトレーニング徳島2014」が開催されます。

【日時】平成26年11月15日(土) 13時～16時

【場所】徳島県運転免許センター
(板野郡松茂町満穂字満穂開拓1番地1)

【費用】JAF会員 1,028円 (傷害保険料、消費税を含む)
一般 2,057円

【お申し込み】11月7日(金)までに「JAF徳島支部 エコトレーニング徳島係(土日祝を除く9:30～17:30)」に電話(088-625-6511)でお申し込みください。

【主催】一般社団法人日本自動車連盟(JAF)徳島支部・
とくしま環境県民会議・徳島県地球温暖化防止
活動推進センター・徳島県

インターネット及びCATV・IP電話サービス 適用消費税率変更のお知らせ

平成26年4月1日より消費税率の変更(消費税率及び地方消費税率の引き上げにより、5%から8%へ変更)に伴い、消費税率変更分を加算させていただいております。

詳しい内容については、下記センターにお問い合わせください。

NTTビジネスソリューションズ株式会社
四国支店 地域情報センタ

0120-960-138 IP 050-3438-9877

受付時間 9時～17時(平日)

上勝町消防防災基金

金石精一様(生実)

ご寄付の有志を尊重し、有効に活用させていただきます。格別のご芳志、誠にありがとうございました。

